

一 経 過

(1) 労働者側

A 争議團員ハ毎日争議團本部ニ集合炊出シテ給シ給シ
總聯合新井兵太郎、大久保勇等ノ指導ヲ受ケニ面ニ亙リ
工場附近ニ色紙刷ノ傳單ヲ貼リ争議ニ一ノスノ紙石ヲ取
シケリ

B 本部長二名(氏名不詳)ハ十八日夜富島事尹慶學ヲ訪ヒ争
議解決促進ヲ求メ辞去セリ

C 二十日代表社員中光弥又ニ對シ別記ノ如ク要求書ヲ提出
セリ

(2) 事業主側

依然事業ヲ繼續シツ、アルニ経営極メテ困難ニシテ罷業者
ヲ解雇セント欲スルニ豫告手當ヲ支給スル現金ナク為ルニ如
何トスル能ハサル状態ナリ

(3) 交渉状況

二十二日午前十一時組合本部長大久保、新井ハ職工代表三
名ト共ニ工場事務所ヲ訪ヒ會見ヲ申込ニシテ代表者原高藏
ハ本部長トノ會見ヲ避ケ従業員ト折衝スヘク昔ヲ主張シケ
ル云々大久保等ハ然ラハ會見ノ必要ナシト稱シ辞去セリ
其後両者ハ吾等警察署ノ斡旋ニ依リ今果ニ於テ會見折衝シ
ケルモ交渉不調ニ終レリ

右及申(通)報候也